

利益処分の承認について

1 利益処分の承認に係る法的根拠

- ◆地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、設立団体の長の承認（以下「経営努力認定」という。）を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画に定める「剰余金の使途」に充てることができる。（地方独立行政法人法第40条第1項、第3項）
- ◆設立団体の長が承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。（同法第40条第5項）

2 経営努力認定の基準

公立大学法人和歌山県立医科大学における経営努力認定については、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号）に基づき、以下の基準により判断する。

なお、認定の対象となる額は、当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。

また、経営努力により生じたものであることについては、法人が自らその根拠を示さなければならない。

【経営努力認定の具体的な考え方】

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」

第71 法第40条第3項による承認の額 〈参考〉経営努力認定の考え方について 4

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益

【具体例】診療収入の増加によるもの、外部研究資金の間接経費の収入の増加によるもの

- (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合に、その結果発生したもの

【具体例】人件費の削減によるもの

- (3) その他、地方独立行政法人において経営努力によることを立証したもの

3 利益処分

(単位：円)

I	当期未処分利益		3,991,934,268
	当期総利益	3,991,934,268	
II	利益処分量		
	(1) 積立金	3,280,509,896 (※1)	
	(2) 地方独立行政法人法第40条第3項 により設立団体の長が承認する額 教育・研究・医療の質の向上及び 組織運営の改善目的積立金	<u>711,424,372 (※2)</u>	<u>3,991,934,268</u>

(※1) 臨時利益：債権受贈益及び資産見返物品受贈額戻入

(※2) 経常利益